

[別 記]

全管連 第343回理事会

1. 日 時 令和 2年10月16日(金)

理 事 会 午後1時35分～2時30分(予定)

講 演 会 午後2時40分～3時20分(予定)

「地震等緊急時対応の手引き」改訂概要について(仮)
(公社)日本水道協会 担当者

2. 場 所 品川プリンスホテル・メインタワー 34階「ルビー34」
東京都港区高輪4-10-30
TEL 03(3440)1111

3. 議 題

	頁
第1号議案 加入申込みの審査に関する件	4
第2号議案 技術参与の委嘱に関する件	7
第3号議案 支部長及び常設委員会委員の補充選任に関する件	8
第4号議案 「これからの管工事業界のために —全管連ビジョン2020」の作成に関する件	11

以 上

全国管工事業協同組合連合会 役員名簿

令和2年10月16日現在

(敬称略・順不同)

会 長 藤 川 幸 造 (富 山 県)

副 会 長 佐 藤 安 幸 (北 海 道)
 北 向 幸 吉 (青 森 県)
 佐々木 喬 (埼 玉 県)
 白 倉 進 (千 葉 県)
 宮 崎 文 雄 (東 京 都)
 原 宣 幸 (神 奈 川 県)
 加 藤 大 二 (新 潟 県)
 穂 刈 泰 男 (愛 知 県)

副 会 長 馬 場 博 嗣 (京 都 府)
 前 田 隆 司 (大 阪 府)
 森 岡 義 雄 (兵 庫 県)
 高 橋 肇 (岡 山 県)
 篠 野 義 秀 (徳 島 県)
 藤 成 徳 (福 岡 県)
 岩 永 堅之進 (長 崎 県)

専務理事 粕 谷 明 博

常務理事 松 本 淳 司

部 長 岩 野 隆 一 (東 京 都)
 石 田 賢 司 (茨 城 県)
 和 田 均 (栃 木 県)

部 長 藤 原 和 彦 (三 重 県)
 鹿 野 淳 一 (山 形 県)
 大 熊 泰 雄 (埼 玉 県)

理 事 村 田 信 吾 (北 海 道)
 龍 後 英 幸 (")
 佐々木 英 樹 (岩 手 県)
 星 進 (宮 城 県)
 井 上 環 (")
 本 多 秀 文 (秋 田 県)
 白 田 眞 人 (山 形 県)
 松 原 文 司 (福 島 県)
 池 田 好 男 (茨 城 県)
 大 橋 保 (栃 木 県)
 中 村 勝 (")
 大 川 恭 史 (群 馬 県)
 岡 田 章 (埼 玉 県)
 中 村 猛 (")

理 事 篠 田 喜 弘 (埼 玉 県)
 新 井 光 雄 (千 葉 県)
 岡 本 和 也 (")
 小 松 隆 弘 (")
 小 堀 卓 三 (東 京 都)
 五 十 嵐 隆 (")
 新 家 功 一 (")
 松 本 正 美 (")
 渡 辺 才 司 (")
 星 野 護 (")
 石 田 隆 (神 奈 川 県)
 中 嶋 栄 一 (")
 丸 山 晴 雄 (")
 雨 宮 正 (山 梨 県)

理事 小柳潤一(新潟県) 金内義久(") 山崎正寛(長野県) 柴田有彦(富山県) 柿本自如(石川県) 茗荷谷 豊(") 富田行雄(福井県) 小池 勝(愛知県) 永野卓司(") 大野 茂(") 坂 明憲(") 鎌田幸太郎(静岡県) 服部愛一郎(") 荒川晶一(岐阜県) 岡田明彦(") 川島吉博(") 谷口 学(滋賀県) 豊嶋一俊(京都府) 藤岡昭雄(大阪府) 津村憲志(") 水野博巳(奈良県)

監事 岡 將央(東京都) 関根州一(埼玉県) 内山邦俊(千葉県)

理事 小向俊和(和歌山県) 濱本黎二(") 角田壽郎(兵庫県) 山本繁之(") 高原豊明(広島県) 中根洋一(") 西村博文(鳥取県) 北野伸昭(島根県) 仲田泰弘(山口県) 中川 悟(香川県) 櫻井健吾(愛媛県) 宮本正一郎(") 上村健一(高知県) 松尾浩充(福岡県) 縄田清高(") 原田恵三(佐賀県) 工藤光明(熊本県) 横山英生(") 小野泰男(大分県) 古澤雄二(宮崎県) 福山康洋(鹿児島県) 仲田一郎(沖縄県)

監事 渡邊宇之助(神奈川県) 安井 健(愛知県) 福田悦雄(員 外)

第1号議案 加入申込みの審査に関する件

1. 経過について

令和 2年8月27日 徳島県管工事業協同組合連合会から
加入申込書を受理した。
9月 2日 第222回総務部会
9月29日 第247回正副会長・部長会議
10月16日 臨時総会、第343回理事会

2. 審議事項について

準会員として加入している徳島県管工事業組合連合会が、令和2年8月 7日に組織変更を行い、徳島県管工事業協同組合連合会となった。これにより、別紙のとおり、(正会員)徳島市指定上下水道工事店協同組合並びに(準会員)徳島県管工事業組合連合会は令和2年10月末をもって退会し、同協同組合連合会より令和2年11月より正会員として加入したい旨の申込みがありましたので、ご審議ご決定を賜りたい。

加入申込書

所在地 (〒770-0865)

徳島県徳島市南末広町1番13号

TEL 088 (625) 7510

団体名 徳島県管工事業協同組合連合会

FAX 088 (652) 4050



代表者名 篠野義秀

設立年月日 令和2年8月7日

組合員数 134名

貴連合会に加入いたしたく申し込みます。

令和 2 年 8 月 27 日

全国管工事業協同組合連合会

会長 藤川 幸造 殿

徳島県内における全管連加入状況について

令和2年10月31日現在

No.	都道府県	正・準	会員団体名	組合員数
	徳島県	正	徳島市指定上下水道工事店協同組合	49
		準	徳島県管工事業組合連合会	134※

※連合会の134社には、徳島市の49社を含む。

令和2年11月 1日現在

No.	都道府県	正・準	会員団体名	組合員数
	徳島県	正	徳島県管工事業協同組合連合会	134
			1 徳島市	49
			2 鳴門市	18
			3 小松島市	15
			4 阿南市	7
			5 吉野川市	11
			6 阿波市	17
			7 美馬市	1
			8 松重町	3
			9 藍住町	13

第2号議案 技術参与の委嘱に関する件

1. 経過及び今後の予定について

令和2年 9月 2日 第222回総務部会
9月29日 第247回正副会長・部長会議
10月16日 臨時総会、第343回理事会

2. 審議事項について

下記の方を技術参与に委嘱、及び常設委員会委員として選任いたしたく
ご審議ご決定を賜りたい。

永井 康敏（ながい やすとし）氏 72才
元 横浜市水道局 給水部長
元 横浜市管工事協同組合 専務理事

参考：技術参与（五十音順）

1. 阿部 弘之 氏（東京都立多摩職業能力開発センター
職業訓練指導員）
2. 茨木 繁 氏（大阪ガス㈱より
（一社）建設技能人材機構へ出向）
3. 熊野 建城 氏（元東京都水道局北部支所配水課長）
4. 小泉 智和 氏（元東京都水道局総務部長）
5. 鈴木 慶一 氏（元（公社）日本水道協会工務部長）
6. 高橋 礼重 氏（元横須賀市水道局給水装置課長）
7. 安田 一章 氏（元（公社）日本水道協会
品質認証センター品質管理課長）

第3号議案 支部長及び常設委員会委員の補充選任に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和2年 7月 8日 第60回通常総会（役員補充選挙）

9月 2日 第222回総務部会

9月29日 第247回正副会長・部長会議

10月16日 臨時総会、第343回理事会

2. 審議事項

役員変更に伴う下記支部長及び常設委員会委員の補充選任につき、ご審議ご決定を賜りたい。

(1) 支部長

北海道・東北・関東・近畿の各ブロック担当副会長より支部長の
変更届を受理したので、下記のとおり補充選任したい。

支 部 名	辞任された方	新たに推薦された方
	ふりがな 氏 名	ふりがな 氏 名
北海道道央	ほりおか ひでゆき 堀岡 秀之	いけだ あつし 池田 篤司
宮 城 県	さたけ たけひこ 佐竹 毅彦	ほし すすむ 星 進

山 梨 県	さいとう てつや 齊藤 鉄也	あめみや ただし 雨宮 正
滋 賀 県	きたなか よしき 北中 良樹	たにくち まなぶ 谷口 学

(2) 常設委員会委員

役員の変更に伴う業務運営の常設委員会委員（案）について、次頁のとおり提案いたしますのでご審議ご決定を賜りたい。

第31期 常設委員会 (案)

○ 会長:藤川幸造(富山県連)

令和2年10月16日

○ 副会長:佐藤安幸(北海道連)、北向幸吉(青森県連)、佐々木喬(埼玉県連)、臼倉進(千葉県連)、宮崎文雄(東京都連)、原宣幸(神奈川県連)、加藤大二(新潟県連)、

穂刈泰男(愛知県連)、馬場博嗣(京都府連)、前田隆司(大阪府連)、森岡義雄(兵庫県連)、高橋肇(岡山)、篠野義秀(徳島県連)、藤成徳(福岡県連)、岩永堅之進(長崎県連)

※赤字:新任 ※役員名のみ赤字:同一組合からの選出の場合

No.	部門	担当副会長	部長	副部长	委員長	副委員長	委員
1	総務	原宣幸 (神奈川県連)	岩野隆一 (東京都連)	佐々木英樹 (岩手県連)	櫻井健吾 (愛媛県連)	工藤光明 (熊本県連)	池田篤司 (北海道連) 星野正寛 (東京都連) 永野卓司 (愛知県連) 谷口学 (滋賀県連)
2	経理	岩永堅之進 (長崎県連)	石田賢司 (茨城県連)	松原文司 (福島県連)	新井光雄 (千葉県連)	吾田信吾 (北海道連)	星五十嵐 進(宮城県連) 中村勝 (栃木県連) 村本自如 (石川県連) 中根洋一 (広島県連)
3	経営	馬場博嗣 (京都府連)	和田均 (栃木県連)	小柳潤一 (新潟県連)	松尾浩充 (福岡県連)	一川晶 (岐阜)	篠田喜弘 (埼玉県連) 服部愛一郎 (静岡県連) 仲田一郎 (沖縄県連)
4	広報	宮崎文雄 (東京都連)	藤原和彦 (三重県連)	石田隆 (神奈川県連)	岡田章本 (埼玉県連)	文秀多 (秋田県連)	小堀卓三 (東京都連) 津村憲志 (大阪府連) 福山康洋 (鹿児島県連)
5	報事	藤成徳 (福岡県連)	鹿野淳一 (山形県連)	高原豊明 (広島県連)	渡辺才司 (東京都連)	宮本正一郎 (愛媛県連)	中嶋栄一 (神奈川県連) 坂明憲 (愛知県連) 原田恵三 (佐賀県連)
6	技術	北向幸吉 (青森県連)	大熊泰雄 (埼玉県連)	松本正美 (東京都連)	茗荷谷豊大 (石川県連)	保橋大 (栃木県連)	大野博文 (愛知県連) 西村泰男 (大分県連) 小野一 (技術参与) 安田章 (技術参与)

災害対策担当理事:原宣幸(神奈川県連)、松原文司(福島県連)、服部愛一郎(静岡県連)、津村憲志(大阪府連)、工藤光明(熊本県連)

代表監事:岡將央(東京都連) 監事:関根州一(埼玉県連)、内山邦俊(千葉県連)、渡邊宇之助(神奈川県連)、安井健(愛知県連)、福田悦雄(員外)

第4号議案

「これからの管工事業界のために
－全管連ビジョン2020」の作成に関する件

1. 経過及び今後の予定

令和2年	6月10日	第246回正副会長・部長会議（縮小）
	7月2日	第1回部長会
	8月25日	第2回部長会
	9月2日	第222回総務部会
	9月29日	第247回正副会長・部長会議
	10月16日	臨時総会、第343回理事会

2. 審議事項

6月10日に開催した第246回正副会長・部長会議において、これからの全管連の活動方針などをまとめた全管連ビジョンを策定することとした。6部の担当部長による部長会で原案を作成することが適当であるとの結論に至り、次頁からの原案を作成したので、ご審議ご決定を賜りたい。

これからの管工事業界のために
－全管連ビジョン 2020－

令和2年10月16日

全国管工事業協同組合連合会

目 次

1.	はじめに	1
2.	全管連の現状・課題について	1
3.	全管連活動の基本について	4
4.	重点的に取り組むべき方策・事業	5
5.	全管連の体制等の見直し及び強化	8
6.	結びに	9
別紙	全管連の主な実施事業	10

これからの管工事業界のために－全管連ビジョン 2020－

1. はじめに

管工事業が対象とする給排水設備、水道配水管、空調設備などの工事は、国民生活と社会経済活動を支える不可欠な工事であり、我われ全国管工事業協同組合連合会（以下、「全管連」という。）所属の管工事事業者（以下、「所属企業」という。）は確かな技術力でそれを提供してきた。

全管連は、今年創立 60 周年を迎えた。この間、我われを取り巻く社会環境も大きく変化した。我が国の人口構成は少子高齢化が進み、総人口も増加から減少に転じ、建物建設需要、雇用環境にも影響を及ぼしている。業を営む上での各種規制の制定や緩和等が行われ、管工事に係る諸制度も大きく変わってきている。また、管工機材、建設工法も新たなものが普及してきている。決して平坦な 60 年間ではなかった。

それでも我われは時代に対応すべく、新たな技術情報を発信し管工事を続けてきた。令和の時代になり改めてこれからの管工事業界のあり方、持続発展の道筋を考えて、会員が一丸となって前に進む必要がある。何故なら管工事はこれからの世の中にとっても不可欠なものであり、管工事業者がどうしても必要である。

このため、藤川全管連会長体制 2 年目の本年、執行体制 6 部門の担当理事（部長）を中心に、概ね今後 5 年程度の期間におけるこれからの管工事業、全管連の目指すべき方向を議論し原案を作成した上で、正副会長部長会、理事会等での審議を経てきた。藤川ビジョンとも言うべき全管連ビジョン 2020 をここに示すものである。

2. 全管連の現状・課題について

○所属企業数の減少傾向

全管連所属企業数は、平成 13 年の約 2 万 3 千社をピークに令和 2 年には約 1 万 5 千社に減少している。管工事業者、指定給水装置工事事業者であって、各市町村の管工事協同組合等（以下、「所属団体」という。）に所属していない企業が多くある。所属団体に加入している企業の存続と非組合員企業の組合加入促進が課題である。

※管工事業の許可を得ている建設業者は約 8 万 6 千社であるが、国土交通省の「建設工事施工統計調査報告」（30 年度実績）によると、管工事専業及び複数許可業者のうち管工事の年間完工高が多い業者の数を約 1 万 5 千社としている。

○所属企業の規模

全管連は中小企業等協同組合法に基づく組織であり、所属企業も中小規模の

企業が多い。所属企業の従業員数については、9人以下の企業が6割を占めている（図-1）。また、直近年の完成工事高で見ると2億円未満の企業が6割を占めている（図-2）。

図-1 所属企業の従業員数（SA）今回調査（2019年）

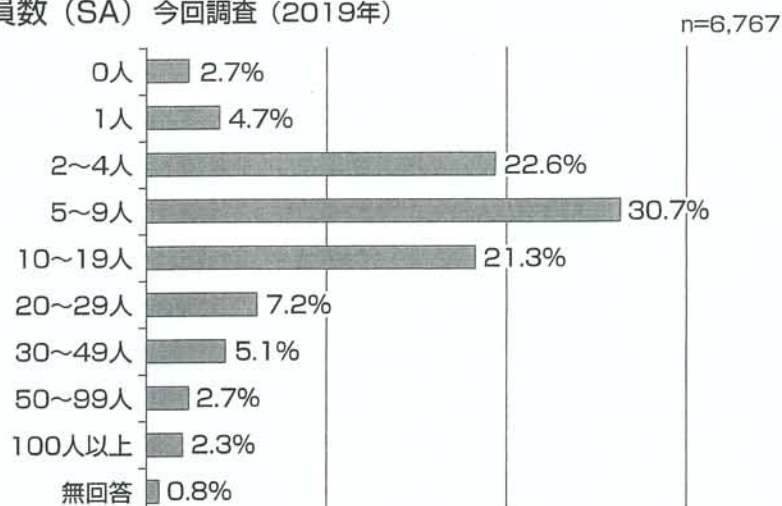
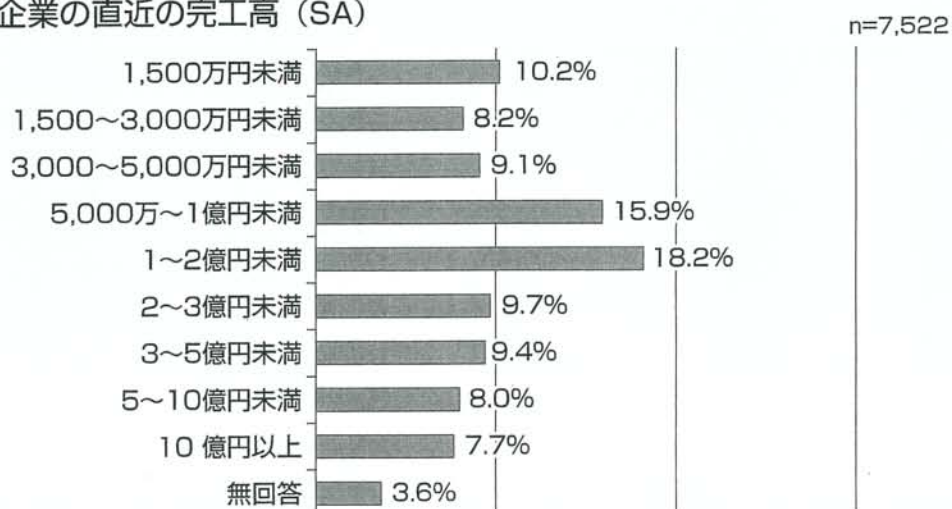


図-2 所属企業の直近の完工高（SA）



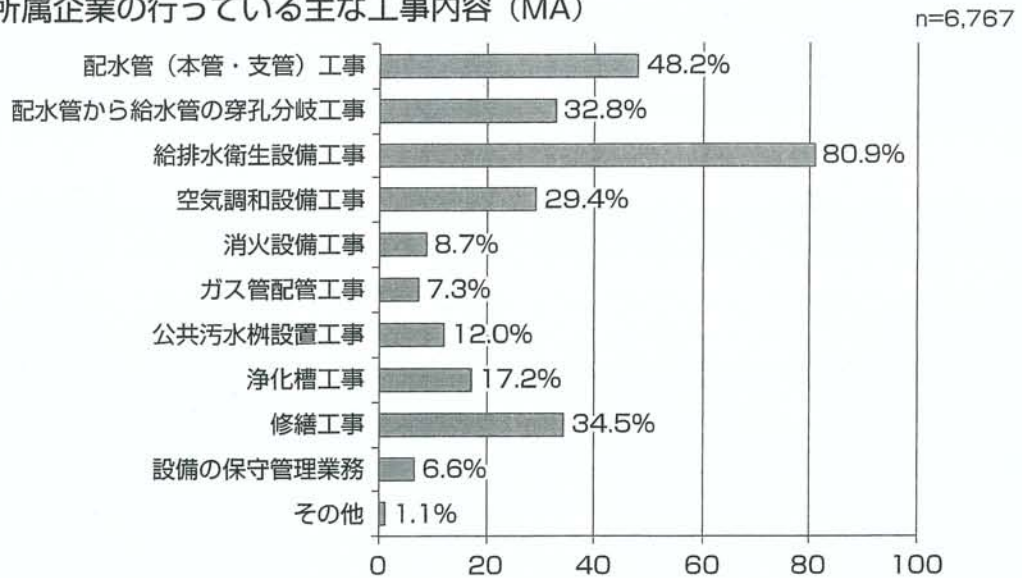
また、企業の後継者についての問への回答では、半分近くの企業が「決まっていない」、「自分の代で廃業予定」という状況であり、どう存続を図っていくか課題である。

○所属団体、所属企業の業態

「はじめに」にも記したように管工事の範囲は広く、全管連所属企業についても建物給排水設備工事を中心に行っている企業から、主として水道配水管工事を行っている企業まで様々である（図-3）。管工事業者と一括りにできない面もある。所属団体についても設備業者が多い組合から配水管工事業者が多い組合など様々である。また、全管連の行っている事業（別紙参照）の領域について

も多岐に亘っており、引き続き幅広い事業を進めていく必要がある。

図-3 所属企業の行っている主な工事内容 (MA)



○人材の確保

建設業界全体の傾向と同様に全管連所属企業においても人材不足を訴える声
 が大きい。特に、若手技術者技能者の入職確保が困難な状況 (図-4, 5) である
 ため、若手技術者技能者の入職と定着促進の方策を講じる必要がある。

図-4 若年者の採用状況 (SA)

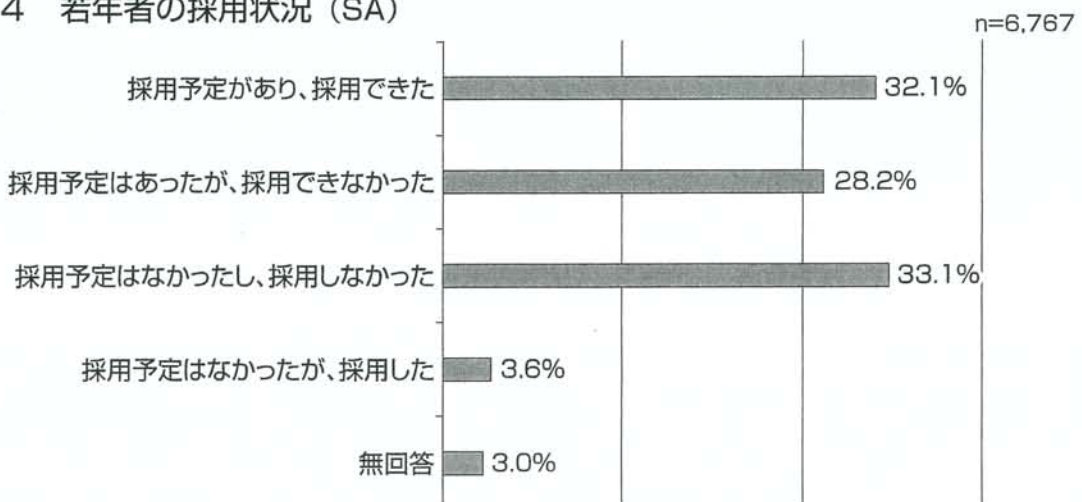
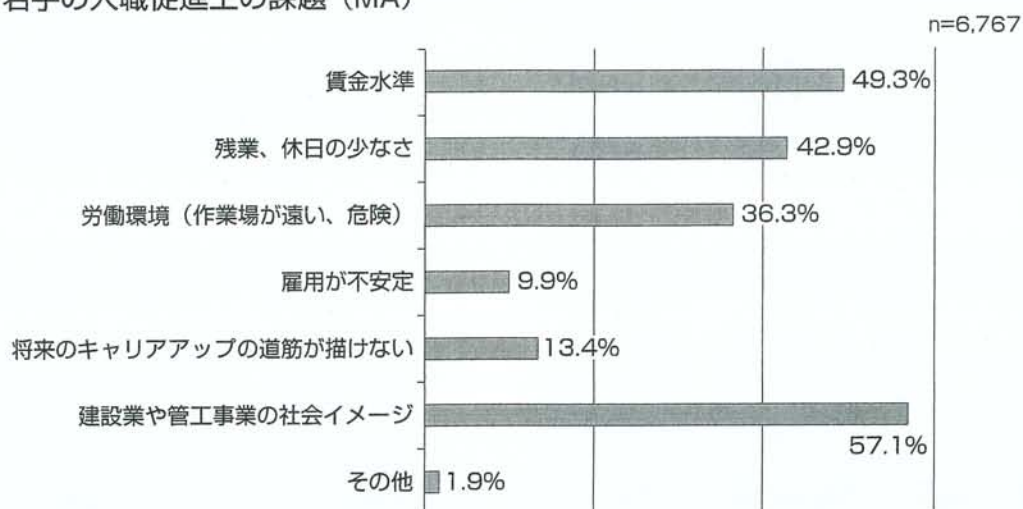


図-5 若手の入職促進上の課題 (MA)



○業界団体としての存在感

今日、全管連は水道関係機関・企業及び専門工事業団体のなかでは一定の存在感を示していると言える。国土交通省、厚生労働省等の委員会などにも参画し、管工事業界の立場で意見を述べているほか、関係団体間でも情報共有、意見交換を行ってきている。また、建設関係、水道関係の専門紙でも取り上げられる機会が増えてきている。行政や関係機関に管工事業のことを意識した施策を実施してもらうためにも、全管連は引き続きプレゼンスを示す必要がある。

○災害時の応急復旧活動

全管連では早くから災害時の応急復旧活動に力を入れている。公益社団法人日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に対応した「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を作成している。また、関係団体、資機材関係の商社、リース会社等と「災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書」を締結している。この応急復旧への対応が社会的評価を受けていることに鑑み、引き続き災害対応の体制を維持する必要がある。

3. 全管連活動の基本について

全管連として各種事業を展開していく上で基本に置くべきことは次のとおりである。

①管工事業業者は技術技能に立脚すること

お客様（建物所有者・管理者、水道事業体等）に良質な工事を提供することが管工事業者の原点である。全管連所属団体（組合）、全管連は所属企業の技術技能の水準向上をサポートする事業を実施することが必要である。

②管工事業界の持続的発展を目指すこと

全管連所属企業の業態は様々であるが、それぞれの分野において、各企業が適正利潤の確保、人材の確保を果たすことができ、企業を存続させ、次世代に承継していくことが重要である。そのために業界の現状、課題を明らかにし、関係者に発信、要望を行い、課題解決を目指すべきである。また、従来からの所属企業の仕事の確保に加え、関係者との連携のもとに管工事業界の新たな事業領域を探し、所属企業の事業範囲拡大を進めるべきである。

③社会的な貢献を果たすこと

全管連所属企業及び所属団体（組合）は地域から信頼される存在となる必要がある。そのため地元水道事業体等関係機関との連携を強化するほか、地震等の緊急時には真っ先に応急復旧に駆け付けるという従来からのスタンスを維持し、そのことを地域にアピールすべきである。また、組合所属企業は、地域に根差し、社会的にも信頼できるという非組合員との違いを明確にするとともに、広報活動を積極的に行い、管工事業界のイメージアップを図り、若者の入職促進にも繋げる必要がある。

4. 重点的に取り組むべき方策・事業

全管連は管工事業界の全国団体として別紙に示す諸活動、事業を実施しているところである。これらについて引き続き着実に実施するとともに、以下の事業に関しては重点的に取り組むこととする。

(ア)技術技能を磨く

- ・所属企業の従業員の関連資格（管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者等）取得を推進するため、各種図書の発刊及び購入斡旋を行う。また、給水装置工事主任技術者国家試験受験のための準備講習会を実施する。
- ・一般財団法人建設業振興基金のCPD制度運営に協力し、技術者の継続的な学習を支援するほか、公益財団法人給水工事技術振興財団と連携し、給水装置工事主任技術者に対する現地研修会の開催を拡大する。
- ・技能が評価される社会を目指して、中央職業能力開発協会が実施する技能五輪全国大会等の運営に全面的に協力するほか、同大会に出場する技能者に対して支援を行う。
- ・水道関係法令及び水道事業体の給水条例、供給規定等において給水装置工事配管技能者等の位置づけが明文化されるよう要望活動等を行う。
- ・初心者に対する技術資料（若年者のための建築配管施工基本実技シート）については、不断にその内容を見直す。また、全国設備工業教育研究会会員校の在校生に技能検定受検用練習材料を提供するなど同研究会との連携を強化する。
- ・多様な工事内容にも対応できるよう「配管」以外の施工能力（例えば多能

工)、技術を獲得するための方策を検討する。

- ・本会賛助会員メーカー等と連携し、新製品、新工法等に係る情報を所属企業に提供する。また、スマート水道システム、インフラ分野のデジタルトランスフォーメーションなど最新の動向についても情報を入手するように努め、所属企業に提供する。

(イ)管工事業者、組合の仕事量確保と事業領域の拡大を目指す

- ・人口減少下において、建築物の新規需要や水道管路網の増設などはなかなか期待できず、管工事業者も従来の事業範囲を墨守するだけでは発展が望めない。これまであまり取り組んで来なかった事業分野への進出を推進するための方策を検討する。
- ・考えられる事業領域として、例示すると次のとおりである。
 - ✓ 住宅リフォーム工事について、工事全体への提案力を高め、受注確保を図るとともに工事において中心的役割を果たす。
 - ✓ 給排水・空調設備において設置工事と併せてその後のメンテナンスも行えるようになる。
 - ✓ 水道事業の官民連携への参画機会を増やす。
 - ✓ 水道配水管工事の受注機会を増加させるとともに、競争入札において管工事組合会員企業の貢献度が評価されるようにする。
 - ✓ 配水管工事施工に加えて管路布設計画や設計段階でも参画できるようにする。
- ・全管連として、こうした業務に関する好事例を会員に周知するほか研修会等を企画する。また、関係機関と情報意見交換を密に行い、工事等の発注者側の考え方、意向を把握するとともに、業界の意向を的確に伝えていく。なお、要望活動等に当たっては必要に応じ関連する工事業団体とも連携を図る。
- ・官公需適格組合制度の活用について、実態を調査するとともに活用事例を収集し、地方公共団体に活用を要望する。
- ・水道事業の民間委託が進み、包括的な委託が行われる事例も増えている。組合としても包括委託への参加を目指すとともに、地元水道事業体の状況に応じ、個別の委託が行われる場合には各組合が得意とする分野についての受注ができるよう関係機関に働きかける。

(ウ)管工事業界の社会的認知度を向上させる

- ・所属団体、所属企業の的確な事業展開に資する有用な情報を適時的確に発信することが必要であり、そのためにアンテナを高く掲げ、情報の収集に努める。一方で、水道事業体や関係機関に管工事業界の状況等を伝えるこ

とや、社会全体に対して管工事業の役割、必要性や魅力などを広報、啓発することも必要である。このため、ターゲットを意識した広報戦略を検討し、SNSの活用、広報誌紙及びホームページの充実を進める。

- ・水道利用者等に対して組合所属企業は技術力が高く信頼できる工事業者である旨をHP等によりアピールできるようにする。
- ・技術力等に優れた所属企業に対する社会的評価が高まるよう優良工事店、優良工事表彰制度の普及を目指す。

(エ)若者、女性の入職、定着と高齢従業員の活躍を促進する

- ・若者、女性の管工事業界への入職と定着促進のために管工事業の社会的イメージを向上させるような広報活動を展開する。また、所属企業それぞれにおいて若者、女性が入社したくなるよう処遇や労働環境の改善を進める必要がある。このため、所属団体、所属企業が求人活動等を行う場合の参考となるよう入職・定着促進の活動や労働環境改善の成功・先進事例を紹介するとともに求人活動に用いる素材（例えば、出前授業の素材、業界紹介動画）を作成する。
- ・全国設備工業教育研究会会員校をはじめとする工業高校、専門学校との連携を強化する。このため会員組合における出前授業、職場訪問、インターン受け入れなどの実施を支援する。
- ・若者入職に関しては教師、保護者等の意見も重要な要素となる。これらの人たちを含め、業界入職後の姿をイメージし、将来像が描けるよう標準的な管工事技能者のキャリアパスを提示することも検討する。
- ・高齢であっても優れた技術技能で活躍している事例を紹介する。
- ・外国人材の受け入れに関しては、配管に係る全国団体としての役割として必要な基盤整備を行う。また、受入を行おうとする所属企業のための手続き支援のためにマニュアル作成等を行う。
- ・技能者等が資格を取得することで業界への定着が促進される。管工事については業務の範囲が広いこともあり多くの資格が必要になる。このため、各種資格の在り方（資格の統合、資格試験における科目免除、講習による取得の可否など）について検討を行い関係機関に要望等を行う。

(オ)休日確保、給与等の処遇改善を進める

- ・所属企業において若者が入職し、技術技能を承継していくためには、休日、賃金等の処遇が適切なものであることが前提となる。そのためには企業として適正利潤を確保し続けることが必要である。
- ・公共発注の工事の積算に用いられる公共工事設計労務単価がより管工事の業態を的確に踏まえ、かつ地方にも配慮したものになるよう要望を行う。
- ・週休2日確保に大きく影響する適正工期確保、工事施工時期の平準化につ

- ・週休2日確保に大きく影響する適正工期確保、工事施工時期の平準化について、国の「適正な工期設定等のためにガイドライン」、中央建設業審議会勧告「工期に関する基準」に沿った工事発注が行われるよう関係機関に要望を行う。
- ・給排水設備、水道配水管工事の施工に係る書類、手続きの簡素化、標準化等が促進されるよう具体的な改善点を検討し、関係機関に提言要望を行う。
- ・建設キャリアアップシステム、専門工事業の施工能力の見える化については、建設業全体での推進の取組において管工事業の特性を踏まえたものとなるよう関係機関と調整する。特に管工事に係る様々な資格保有者がきちんと評価され処遇改善に繋がる仕組みになるよう配慮する。また、「見える化」については管工事組合会員企業であるかどうかを指標とすることを検討する。
- ・現場での実態を踏まえた積算基準等（水道施設整備費に係る歩掛表）の改正要望については、より具体的な内容での要望を行う。

(カ) 災害時等緊急時の即応態勢を強化する

- ・日本水道協会の手引き改訂等を踏まえた全管連応急復旧工事対応マニュアルの改訂を行う。
- ・全管連と日本水道協会、各会員組合と地元水道事業体等と間で緊急時応援体制についての基本覚書等が締結されているが、具体的な活動内容に言及した細目協定の締結が進むよう参考事例を収集し紹介する。
- ・水道事業体との共同訓練の実施等連携を一層強化する。
- ・緊急時に即応できる体制整備を進める。このために平常時から人員、機材を備えることが可能となるよう所属企業における水道工事の事業量が確保されるよう水道事業体等に要望を行う。また、会員組合における災害時に向けた態勢準備状況を会員間で共有する

5. 全管連の体制等の見直し及び強化

全管連として会員連携のもと各種事業を進めていくためにも、会としての組織、体制についても不断の見直しを行い、生き生きとした組織であり続けることが必要である。なお、組織見直しの検討に当たっては、下記の点に留意しつつ、風通しの良い議論を行うことが必要である。

- ・幅広く情報、意見を集め活発に議論し、機動的に行動するために、組織の基本である役員（理事・監事）数等についても必要に応じ見直す。この際、所属会員数が減少していることも念頭におくべきである。
- ・現在の執行体制として6部門があり、それに対応した常任委員会があるが、委員会の位置づけが明確でなく、会議会合も回数が少ない。部会との関係も

再検討し、委員会活動を活性化させる必要がある。

- ・総会・全国大会の開催方法及びプログラム内容についてコンパクト化の可能性について大会自体の盛り上がりへの影響を含めて検討する。
- ・災害対策担当理事会議、水道配水管に係る戦略懇談会等上記 6 部門以外の内部組織を設けている。今後も必要に応じて、課題、テーマに相応しい検討実施体制を立ち上げ機動的に活動すべきである。
- ・全管連の将来を担う人材として期待される青年部の活動を支援すべきである。また、各組合親会及び全管連との連携を強化し、青年部の意見の反映、各種活動への参画を求めていくべきである。
- ・4. に記載した事項を始め様々な事業を展開していくためには全管連の運営、財政基盤の安定が必要である。そのため、現在実施している事務事業の見直し、新規事業による収益確保、賦課金のあり方等について検討が必要である。また、新全管連会館建設に伴う自己資本比率水準の低下について早期の回復を目指すため収益力を高める事業を模索すべきである。
- ・所属企業を増やすために全管連会員組合において組合加入促進の取り組みを行っている好事例を発信する。

6. 結びに

事業協同組合、事業協同組合連合会という組織が、それぞれの所属企業が発展していくためのものである。前述したように全管連所属企業の業務の範囲は幅広く、本ビジョンも可能な限り様々な業態を意識したものとしている。4. 及び 5. に記した事項について順次実施に移していく必要があり、6 部門の委員会などで具体的に実施のための方策を詰めることとする。

我われは中小企業の集まりである。個々の力は弱くても、それが集まることでパワーが何倍にもなる。それぞれの企業の立ち位置は微妙に異なるかもしれないが、本ビジョン実現に向けて一致団結し、パワーを保持し続けることが必要である。

社会経済状況の変化速度はますます早くなっている。全管連として会員、所属企業の置かれている状況及び管工事関係の政策動向を把握し、ビジョンをレビューしつつ、状況変化に迅速かつ的確に対応する。

別紙 全管連の主な実施事業

(総務部門)

- ・組織の充実強化に関する事項：連合会への加入促進、青年部協議会の育成等
- ・業界功労者の表彰：叙勲、褒章、大臣表彰候補者の推薦等
- ・陳情、請願：公共工物品確法、水道法などに関する陳情要望
- ・関係機関への協力、関係法規、通知等の周知
- ・関係協議会への参加：建設産業専門団体連合会、住宅リフォーム推進協議会等
- ・各種講習会、講演会の開催

など

(経理部門)

- ・財務に関する事項：財務基盤の整備検討、事業コスト縮減
- ・適切な経理の執行：毎月毎の決算実施、各種帳簿類の整備

など

(経営部門)

- ・経営事項審査制度に関すること：制度の周知、建設業経理検定試験の周知等、防災協定締結の事例紹介等
- ・労務に関する事項：建設業キャリアアップシステムへの対応、公共事業労務費調査の周知、若年労働者の確保に関すること等
- ・若者入職促進：動画、ポスターの作成、配布、建築配管施工の基本に係るテキスト作成等
- ・調査、統計：会員実態調査
- ・管工事業の合理化：官公需適格組合に関すること、社会保険加入の促進等、事業承継に係る研修
- ・水道事業における官民連携：官民連携好事例の周知等

など

(広報部門)

- ・情報の提供：機関誌・紙の発行、ホームページの活用
- ・管工事組合、業界のPR：水道週間用ちらし作成、業界PR動画、ポスター作成

など

(事業部門)

- ・福利厚生：福祉共済制度、管工事賠償補償制度、法定外労働災害補償制度及び

中小企業全国中央会の業務災害補償制度の普及促進

- ・ 図書等の発刊：各種図書の発刊、斡旋、全管連手帳の発行頒布など

(技術部門)

- ・ 資格取得促進：技術検定、技能検定への協力、建設キャリアアップシステムの普及、継続学習制度の普及、給水装置工事主任技術者受験準備講習会開催等
- ・ 水道法、管路整備関係：業界意見の集約、官民連携の動向把握、歩掛改定要望
- ・ 給水装置工事主任技術者：現地研修会の開催支援等
- ・ 配管技能者：検定会の開催支援等
- ・ 配管基幹技能者：同技能者養成のための講習会運営等
- ・ 技能大会：開催支援、出場者支援
- ・ 浄化槽関係：浄化槽の日実行委員会への参画など

(災害対策部門)

- ・ 体制整備：地震等緊急時対応の手引きの改訂を踏まえた対応、関係団体との協定締結
- ・ 緊急時対応：情報収集、応援体制の調整など